

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日を
おとす)

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
- ◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定
- 昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正
- 種畜証明書を交付した旨の通報
- 入会林野整備計画の認可
- 土地改良事業の変更計画
- 公有水面の埋立ての免許
- 河川区域の廃止
- 河川区域の廃止による廃川敷地
- ふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験の実施

条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

四十四年上井倉吉市小田	簡易耐火四、一三〇円	
四十四年上井倉吉市小田	簡易耐火四、一三〇円	
四十四年三柳米子市西三柳	簡易耐火三、九〇〇円	

を
に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第九号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十四年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

同表の第一の11を次のように改める。

…職…等級に決定する…号給
を給する

┌

○給料表の等級を異動させない場合は「…職…等級…号給を給する」とする。

を削り、同表の第一の3中

…職…等級に決定する…号給
を給する

┌

○給料表の等級を異動させない場合は「…職…等級…号給を給する」とする。

を

…勤務を命ずる

┌

○所属部課所を変更する場合に限る。

に改め、

別表の第一の2中

11 併任（任命権者を異にする他の部局に所属する者をそのまま職員として任用する場合又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣を受ける場合）鳥取県……にあわせて任命する
……勤務を命ずる
……を命ずる

を
「職…等級特に…円を給する」

に改め、同表の第一に33として次のように加える。

を
「…年…月…日から…日(月)間」

に改め、同表の第一の26中

〔昭和22年法律第67号〕

を削り、同表の第一の31中

「職…等級…円を給する」

別表の第一の23中

給料の^(イ)…を…年…月…日まで減ずる

を

給料及び暫定手当(給料に対する調整^(イ)手当)の合計額の…を…年…月…日

から…日(月)間減給する

に改め、同表の第一の24中

「…年…月…日まで」

33 降格(職務の等級を現に属する職務の等級より下位の職務の等級に変更する場合)

……職…等級に決定する

……号給を給する

○ 辞令書等の給料欄に記載する。

別表の第三を次のように改める。

同表の第二の2中

…年…月…日まで任用期間を更新する

を

…年…月…日まで任用期間を更新する

任用期間満了後は更新しない

に改める。

別表の第二の1中

任期は…年…月…日までとし任期満了後は自動的に更新しない

を

任用期間は…年…月…日までとし任用期間満了後は自動的に更新しない

に、

任用期限を任用期間に改め、

第三 特別職の職員（常勤）の場合

1 任命

(イ) ……に任命する

報酬月額（給料月額） ……円を給する

任期は…年…月…日までとする

2 解職（職員的意思によらないで退職させる場合）

(イ) ……を解く

3 辞職（職員的意思によつて退職させる場合）

辞職を承認する

4 給与改定（給与の額を変更する場合）

報酬月額（給料月額） ……円を給する

- 必要な場合には「…（常勤）に任命する」とする。
- (イ) 職名とする。
- 常勤の監査委員及び常勤の人事委員会の委員の受ける給与については「行政職1等級…号給相当額を給する」とする。

(イ) 職名とする。

第四 特別職の職員（非常勤）の場合

1 任命

(イ) 非常勤職員（……………）に任命する
 報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）
 （報酬額勤務1時間につき）
 ……………円を給する
 ……………勤務を命ずる
 任用期間は…年…月…日までとし1箇月の勤務日数は20日以内（1週間の勤務時間は33時間以内）とする

2 委嘱

(イ) ……………を委嘱する
 報酬月額（報酬日額） ……円を給する
 任期は…年…月…日までとする

3 解職（職員の意思によらないで退職させる場合）

(イ) ……………を解く

4 辞職（職員の意思によつて退職させる場合）

辞職を承認する

5 給与改定（給与の額を変更する場合）

報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）
 （報酬額勤務1時間につき）
 ……………円を給する

○ 執行機関の委員会の委員、執行機関の委員及び附属機関の委員については、第三の例による。

(イ) 職名とする。

(イ) 職名とする。

(イ) 職名とする。

別表に第四として次のように加える。

第一号様式の(イ)及び(ロ)を次のように改める。

第1号様式

(イ) 一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)用

辞 令 書

氏 名			職 員 コ ー ド	
異動種目				
現		異 動 内 容		
		種 類		
		給 料		
		所 属 部 課 所		
		職		
		その他		
年 月 日				
任 命 権 者				
鳥取県知事 ○ ○ ○ ○				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

(ロ) 臨時的任用職員及び一般職の非常勤職員用

辞 令 書

氏 名	
-----	--

種 目	
-----	--

現	異 動 内 容	
	種 類 (職)	
	給 料	
	所属部課所	
	任用期間 その他の 勤務条件	
	そ の 他	

年 月 日

任 命 権 者

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

第2号様式

(イ) 一般職の職員（最高号給をこえる職員を除く。）用

昇給(昇格)通知書

第二号様式並びに第三号様式の(イ)及び(ロ)を次のように改める。

所属名							発令日 (昭和)	年	月	日
職名	氏名	職員コード	給料表 コード	等級	号給	発令事由 等コード	摘要			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

上記のとおり発令したので通知する。

年 月 日

任命権者 鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

給料表	行政	公安	教育(一)	教育(二)	研究	医療(一)	医療(二)	医療(三)	現業	教育現業
コード	11	21	31	32	41	51	52	53	61	62
発令事由	昇給	昇格	補正	台帳等	履歴書	給与カード	共済原票	互助会原票	給与簿	照合
等コード	35	36	37	手入印						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

(口) 一般職の職員 (最高号給をこえる職員) 用

昇 給 (昇 格) 通 知 書

所属名						発 令 日 (昭和)	年	月	日
職 名	氏 名	職 員 コード	給料表 コード	等 級	最高号給をこ える給料月額	左の給料 額に 対 し 暫 定 手 当	月 給 事 由	等 令 事 由 コ ー ド	摘 要
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

上記のとおり発令したので通知する。

年 月 日

任命権者 鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

給料表	行 政	公 安	教育(一)	教育(二)	研 究	医 療 (一)	医 療 (二)	医 療 (三)	現 業	教育現業
コード	11	21	31	32	41	51	52	53	61	62
発令事由	昇 給	昇 格	補 正	台帳等	履歴書	給与カード	共済原票	互助会原票	給与簿	照 合
コード等	35	36	37	手入印						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

第3号様式

(イ) 一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)用

人事異動通知書

氏名					職員 コード	
異動種目						
現			異動内容			
			種類			
			給料			
			所属 部課所			
			職			
			その他			
上記のとおり発令されたので通知する。						
年 月 日						
鳥取県総務部長						
履 歴 書	給 力 与 下	共 原 濟 票	互 原 助 会 票	給 与 簿		照 合

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

(ロ) 臨時的任用職員及び一般職の非常勤職員用

人 事 異 動 通 知 書

氏 名											
異動種目											
現					異 動 内 容						
					種 類 (職)						
					給 料						
					所属部課所						
					任用期間 その他の 勤条務件						
					そ の 他						
上記のとおり発令されたので通知する。											
年 月 日											
鳥 取 県 総 務 部 長											
(支弁費目)											
台 帳 手 入											
履 歴 書		い ろ は 簿		給 与 簿							照 合

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

附 則

この訓令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百六十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十四年十二月五日	吹野小児科内科医院	米子市米原 七九八の二	吹野 淳平

種 畜 証 明 書 番 号 名 前 品 種 生 年 月 日 産 地

昭四四兵庫県 ダイヤモンドジエー ホルスタ 昭四三、四、二四 アメリカ
 臨第四班 アイバンホープリエ イン種
 第一号 ミネット

鳥取県告示第七百七十一号

東伯郡三朝町木地山入会林野整備組合長三朝町木地山六八七番地小椋光治から申請のあつた木地山第二区入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第

鳥取県告示第七百六十九号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十二月二十六日から施行する。

昭和四十四年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

山梨県山梨市 愛媛県宇摩郡

鳥取県告示第七百七十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項第一号の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があつたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

血 統 級 別 飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名

オスボンデール ラベールカスダス 三級 鳥取県東伯郡赤碕町
 アイバンホー テイボーティア 鳥取県種畜場

百二十六号）第十一条第一項の規定により昭和四十四年十二月二十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、昭和三十七年度から着手している県営土地改良(天神野地区かんがい排水)事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年一月五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 免許の日

昭和四十四年十二月二十二日

二 免許を受けた者

東郷町

三 埋立てを免許した場所及び面積

東伯郡東郷町大字野花字東前田四五六一番

四五六

四五七

四五七―

字東走出五二〇

五二一

の各地先東郷池公有水面

五三六平方メートル

四 埋立ての目的

消防揚水場に供するため

五 埋立て工事の期限

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県告示第七百七十四号

河内川水系に係る二級河川河内川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十四年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七七十五号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十四年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称

河内川水系二級河川河内川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十四年十二月二十六日

三 廃川敷地の位置

気高郡鹿野町大字鹿野字外向二千二百八十五番の五地先から同町同大字字目黒二千三百八番の二地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 三、九六四・三七平方メートル

公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和44年12月26日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和45年1月27日現在において年令18才以上の者で、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号又は第13号に規定する営業若しくは乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和35年法律第147号)第2条に規定する調理師である者

2 受験手続

(1) 願書の受付期間

昭和45年1月7日から昭和45年1月12日まで

(2) 受験願書の提出先及び添付書類

受験願書に次の書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すると。

ア ふぐ処理師試験

(イ) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(ロ) 写真(名刺型、正面、脱帽、上半身像のもので、最近6月以内に撮影したもの)

(ハ) 魚介類販売業(店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、

魚介類を生きているまま販売する営業及び魚介類せり売り営業(鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。)を除く。)、魚肉ねり製品製造業(魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。))又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保

健所長の証明書

1 ふぐ調理師試験

(ア) 履歴書

(イ) 写真(名刺型、正面、脱帽、上半身像のもので、最近6月以内に撮影したもの)

(ウ) 調理師免許証の写し

3 試験期日

(1) 筆記試験

昭和45年1月27日 午前10時から12時まで

(2) 実地試験

昭和45年1月28日 午前10時から(米子、根雨保健所管内受験者)

昭和45年1月29日 午前10時から(鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内受験者)

4 試験場所

(1) 筆記試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者

鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市西福原 米子保健所

(2) 実地試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者

鳥取市西町1丁目 鳥取家政高等学校

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市錦町1丁目 鳥取県立米子西高等学校

5 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐ処理の実地(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

(2) ふぐ調理師試験

ア 衛生関係法規

イ ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

ウ ふぐ調理の実地(毒性臓器の鑑別を含む。)

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

(1) 筆記試験 受験票、筆記用具及び上ぞうり

(2) 実地試験 受験票、白衣、庖丁、耐水性のはきもの及び白帽又は三角巾

8 合格者の発表

実地試験終了後1週間以内に所轄保健所に掲示する。